

一般財団法人オアシス 定款

第1章 総 則

（名称）

第1条 当法人は、一般財団法人オアシスと称する。

（主たる事務所）

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市栄区に置く。

（目的）

第3条 当法人は、キリスト教精神に基づき、児童及び青少年の健全な育成を図り、障がい者・高齢者が希望に満ちて生きるための福祉の増進に努める。また国際相互理解の促進の中での教育・スポーツを通して国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性が溢れる地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）児童又は青少年の健全な育成を図る事業及び支援
- （2）障がい者・高齢者等社会的弱者の福祉を増進する事業及び支援
- （3）国際相互理解の促進及び体験活動
- （4）スポーツクラブの運営及び指導者の育成
- （5）地域コミュニティの活性化の支援
- （6）自然環境の保護及び人材の育成
- （7）前各号に掲げる事業を行う団体の支援及び相互協力の促進
- （8）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 上記の事業は本邦及び海外において行うものとする。

（公告）

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

（財産の抛出及びその価額）

第6条 当法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は、別表1記載のとおりである。

（基本財産）

第7条 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

（事業計画及び収支予算）

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経、定時評議員会に報告しなければならない。

- （1）事業報告
- （2）貸借対照表
- （3）損益計算書
- （4）財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款を備え置くものとする。

（事業年度）

第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（評議員）

第11条 当法人に、評議員9名以上15名以内を置く。

（選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。

- （1）当法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）
- （2）前号に該当する者の配偶者、3親等内親族、使用人

- 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営の細則は理事会において定める。
- 4 評議員は、当法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、一日当たり1万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故のあるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

（招集の通知）

第 19 条 代表理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 20 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

（決議）

第 21 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 一般社団・財団法人法 189 条 2 項の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（決議の省略）

第 22 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 名以上が署名又は記名押印し、これを保存する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

（役員）

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5 名以上 9 名以内

監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

（選任等）

第 25 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事は、理事会において理事の中から選任する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

(解任)

第29条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の免除又は限定）

第 32 条 当法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法 198 条において準用する 111 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事会の決議によって、外部役員との間で、一般社団・財団法人法 198 条において準用する 111 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 2 節 理事会

（権限）

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）代表理事の選定及び解職
- （4）評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- （5）規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- （1）重要な財産の処分及び譲受け
- （2）多額の借財
- （3）重要な使用人の選任及び解任
- （4）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- （5）内部管理体制の整備
- （6）第 32 条第 1 項の責任の免除及び同第 2 項の責任限定契約の締結

（招集）

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事がかけたとき又は代表理事に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

（決議の省略）

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

第5章 顧問

（顧問）

第 39 条 この法人に顧問数名を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選出する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 定款の変更・合併及び解散

（定款の変更）

第 40 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

（合併等）

第 41 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第 42 条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の処分等）

第 43 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（特別の利益の禁止）

第 44 条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員又はこれらの親族等に対し、剰余金の分配、資産の譲渡、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第 7 章 事務局

（設置等）

第 45 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要に応じて事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第 46 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（1）定款

（2）評議員、理事及び監事の名簿

（3）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（4）評議員会及び理事会の議事に関する書類

（5）財産目録

（6）役員等の報酬規程

（7）事業計画書及び収支予算書

（8）事業報告書及び計算書類等

（9）監査報告書

（10）その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第 8 章 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	月井	博
設立時評議員	木島	正敏
設立時評議員	大野	覚美
設立時評議員	平野	修一
設立時評議員	千葉	明德
設立時評議員	趙	泳相
設立時評議員	佐々木	満男
設立時評議員	佐藤	丈史
設立時評議員	溝口	修

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	池田	恵賜
設立時理事	狩野	琢三
設立時理事	本間	弘一
設立時理事	藤原	孝司
設立時理事	福田	理佳
設立時理事	齊木	ゆみ子
設立時代表理事	池田	博
設立時監事	北川	嘉之
設立時監事	大野	康子

5 当法人の設立者の氏名・住所は、次のとおりである。

神奈川県横浜市栄区

池田 博

神奈川県横浜市栄区

池田 登喜子

神奈川県横浜市栄区

月井 博

神奈川県横浜市栄区

木島 正敏

神奈川県横浜市栄区

池田 恵賜

神奈川県横浜市栄区

佐藤 賢二

神奈川県横浜市戸塚区

大野 覚美

神奈川県横浜市栄区

狩野 琢三

神奈川県横浜市栄区

品澤 輝子

神奈川県横浜市栄区

田中 靖子

神奈川県横浜市栄区

辻 久美子

神奈川県横浜市栄区

中上 英之

神奈川県横浜市栄区

西田 恵美子

神奈川県横浜市青葉区

千葉 明德

東京都杉並区

佐藤 丈史

神奈川県横須賀市

藤原 孝司

神奈川県横浜市栄区飯島町 2441 番地 10

宗教法人本郷台キリスト教会

代表役員 池田 博

- 6 一般財団法人オアシスを設立するため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成 22 年 10 月 22 日

神奈川県横浜市栄区

池田 博

印

神奈川県横浜市栄区

池田 登喜子

印

神奈川県横浜市栄区

月井 博

印

神奈川県横浜市栄区

木島 正敏

印

神奈川県横浜市栄区

池田 恵賜

印

神奈川県横浜市栄区

佐藤 賢二

印

神奈川県横浜市戸塚区	大野 寛美	印
神奈川県横浜市栄区	狩野 琢三	印
神奈川県横浜市栄区	品澤 輝子	印
神奈川県横浜市栄区	田中 靖子	印
神奈川県横浜市栄区	辻 久美子	印
神奈川県横浜市栄区	中上 英之	印
神奈川県横浜市栄区	西田 恵美子	印
神奈川県横浜市青葉区	千葉 明德	印
東京都杉並区	佐藤 丈史	印
神奈川県横須賀市	藤原 孝司	印
神奈川県横浜市栄区飯島町 2441 番地 10	宗教法人本郷台キリスト教会	
	代表役員 池田 博	印